

第44号（令和2年8月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市保健所長委任規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】 4

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 5
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 6
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 28
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 29
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 30
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 31
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 32
- △ 地域密着型指定介護老人福祉施設入所者生活介護の指定の辞退【健康福祉局高齢施設課】 39
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 40
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 41
- △ 同 【港湾局管財第一課】 43

【公告】

- △ 職員の懲戒処分【総務局人事課】 45
- △ 同 【総務局人事課】 46
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 47
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 49
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 54
- △ 方法市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 56

△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	57
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】	58
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	59
△	横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧【環境創造局農政推進課】	60
△	土地改良区の定款変更の認可【環境創造局農政推進課】	61
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	62
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	63
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	64
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	65
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	66
△	同【建築局調整区域課】	67
△	同【建築局調整区域課】	68
△	同【建築局調整区域課】	69
△	同【建築局調整区域課】	70
△	同【建築局調整区域課】	71
△	同【建築局調整区域課】	72
△	同【建築局調整区域課】	73
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	74
△	同【建築局調整区域課】	75
△	同【建築局調整区域課】	76
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	77
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	78
△	同【建築局建築指導課】	79
△	同【建築局建築指導課】	80
△	同【建築局建築指導課】	81
△	同【建築局建築指導課】	82
△	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	83
△	市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	84
△	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	85
[達]		
△	横浜市土木事務所規程の一部改正【市民局区連絡調整課】	86
△	横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局医療安全課】	87
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	88
△	同【泉区地域振興課】	89
△	同【鶴見区地域振興課】	90
△	同【南区地域振興課】	91
△	地縁による団体の認可【南区地域振興課】	92
△	同【南区地域振興課】	93
△	認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】	94
[区公告]		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】	95
△	同【港南区総務課】	96
△	同【保土ヶ谷区総務課】	97

[交通局]	
△ 横浜市高速鉄道 I Cカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	98
△ 横浜市高速鉄道モバイル I C乗車券取扱規程【高速鉄道本部営業課】	99
[市選挙管理委員会]	
△ 委員の氏名【選挙課】	107
△ 委員長等の氏名【選挙課】	108
[区選挙管理委員会]	
△ 投票区の設置の一部改正【旭区】	109
[人事委員会]	
△ 選考職（採用）の指定の一部改正【任用課】	110
[監査委員]	
△ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者【監査管理課】	111
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表【監査管理課】	112
△ 同【監査管理課】	113
[市会]	
△ 横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則【秘書広報課】	114
△ 横浜市会委員会傍聴規程の一部改正【秘書広報課】	116
[職員共済組合]	
△ 令和元年度横浜市職員共済組合決算【職員共済課】	118
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政・情報マネジメント課】	119
△ 同【交通局経営管理課】	120

規 則

横浜市保健所長委任規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第66号

横浜市保健所長委任規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

(横浜市保健所長委任規則の一部改正)

第1条 横浜市保健所長委任規則(平成19年3月横浜市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第18項第6号中「第9項」を「第13項」に改め、同項第7号中「第14条第10項」を「第14条第14項」に改め、同項第11号中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、同項第12号中「第2項」を「第3項」に改める。

(横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部改正)

第2条 横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第124条第1項第43号中「第69条第4項」を「第69条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 600 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区
域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の
を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 2 年 7 月 30 日	社 会 福 祉 法 人 和 み の 会	戸 塚 区 東 俣 野 町 1,705 番 地	令 和 2 年 1 月 1 日

横浜市告示第 601 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成28年11月横浜市告示第644号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年 4月1日	(新)公益財団法人 横浜市スポーツ協会	中区尾上町6丁目81番地	平成28年1月1日
	(旧)公益財団法人 横浜市体育協会		

横浜市告示第 602 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
令和2年5月1日	鶴見西口更年期リウマチ科クリニック	鶴見区東寺尾一丁目39番16号
同	横浜リーフみなとみらい健診クリニック	西区みなとみらい四丁目6番5号
令和2年5月8日	鶴見西口更年期リウマチ科クリニック	鶴見区豊岡町2番2号
令和2年6月1日	有限会社みなと薬局	中区若葉町2丁目24番地
同	よこはま港南台形成クリニック	港南区港南台三丁目3番1号
同	かざま歯科クリニック	港北区日吉五丁目13番4号
同	やまと診療所日吉	港北区箕輪町二丁目17番19号
同	クオール薬局たちばな台店	青葉区たちばな台二丁目7番地の8
同	やまぐち薬局藤が丘店	青葉区藤が丘二丁目31番地の20
同	仲町台駅前まつのぶクリニック	都筑区仲町台一丁目2番20号
同	セントラル薬局横浜仲町台	都筑区仲町台五丁目5番1号
同	まめの木薬局	戸塚区戸塚町157番地の15
同	松村皮フ科	栄区小菅ケ谷一丁目5番1号
同	横浜さかえ内科	栄区小菅ケ谷一丁目5番1号
同	みやざわ内科クリニック	泉区中田西一丁目1番27号

同	たんぼぼ薬局	瀬谷区三ツ境 21 番地
令和 2 年 7 月 1 日	反町ひろせ歯科クリニック	神奈川区反町 3 丁目 18 番地の 1
同	ファーマライズ薬局常盤台店	神奈川区羽沢南一丁目 45 番 2 号
同	天王町セントラルクリニック	保土ヶ谷区天王町 2 丁目 45 番地の 8
同	アプリ薬局中川店	都筑区中川一丁目 21 番 3 号
同	小島おとなこども歯科	栄区小菅ヶ谷二丁目 19 番 43 号
同	クリエイト薬局栄長倉町店	栄区長倉町 1 番 1,38 7 - 1 号
同	わたなべ内科・消化器クリニック	栄区長倉町 1 番 1,38 7 - 1 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 2 年 6 月 1 日	医療法人社団 静心会	保土ヶ谷区常盤台 70 番 26 号	ときわだい訪問看護ステーション	神奈川区羽沢南一丁目 45 番
同	株式会社かわいいさかなやさん	保土ヶ谷区狩場町 303 番地の 349	かわいいさかなやさん訪問看護リハビリステーション	保土ヶ谷区狩場町 303 番地の 349

横浜市告示第 603 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和2年6月1日	中村敏久	なかむら整骨院	戸塚区原宿四丁目1番7号
令和2年7月1日	和田善文	開設なし	鶴見区鶴見中央二丁目16番1号
同	高橋和也	<はりきゅう>からだ元気治療院横浜港北店	港北区新横浜一丁目18番地の3
同	高寺哲	てごころ鍼灸マッサージ治療院新羽	港北区新羽町1,811番地
令和2年8月1日	岩倉智子	ケア木訪問マッサージ	鶴見区鶴見中央四丁目15番3号
同	吉田匠	株式会社ヘルスアンドソーシャルケア事業団さくら訪問マッサージ	神奈川区沢渡1番地の2
同	中川雅子	はり・きゅう・マッサージナチュレ治療院	神奈川区菅田町1,655番地の10
同	高田定善	善整骨院	港南区上大岡西二丁目4番5号
同	渡辺聖春	開設なし	港南区日野八丁目4番2号
同	成田篤志	開設なし	保土ヶ谷区岩井町94番地の2
同	飯塚宏司	飯塚鍼灸マッサージ治療院	旭区金が谷一丁目25番26号
同	齋藤晃二	同	同
同	服部里々亜	同	同

同	工藤亮祐	フレアス在宅マ ッサージ鍼灸院 横浜あさひ	旭区本宿町 114 番 地の 5
同	渡辺幹生	レイス治療院横 浜金沢	金沢区能見台通 3 番 6 号
同	北川祐司	きたがわ鍼灸指 圧院	金沢区六浦五丁目 5 番 13 号
同	福本紀昌	<はりきゅう> からだ元気治療 院横浜港北店	港北区新横浜一丁 目 18 番地の 3
同	笠原英典	訪問鍼灸マッサ ージ英治療院	緑区十日市場町 1, 481 番地の 3
同	山岸賢人	訪問鍼灸マッサ ージ英治療院鴨 志田営業所	青葉区鴨志田町 55 6 番地の 1
同	海老沼ゆかり	はり・きゅう・ マッサージみど りの風	都筑区川和町 1,47 1 番地
同	石塚菜保子	ヒロ訪問マッサ ージ	戸塚区南舞岡三丁 目 1 番 17 号

横浜市告示第 604 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名 称	所在地
令和2年 6月29日	(新)まごころ薬局都筑店	都筑区北山田二丁目17番 3号
	(旧)たから薬局都筑店	
同	(新)まごころ薬局踊場店	戸塚区汲沢一丁目1番15 号
	(旧)賛光薬局	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和2年 4月14日	(新)医療法人 Myクリニック	神奈川県六角橋四丁目 1番1号	(新)Myクリニック訪問看護ステーション	神奈川県六角橋四丁目1番 1号
	(旧)医療法人 MYクリニック		(旧)MYクリニック訪問看護ステーション	

横浜市告示第 605 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和元年 11月13日	笠原 英典	訪問鍼灸マッサージ英治療院	(新) 緑区十日市場町 1,481 番地の 3
			(旧) 緑区十日市場町 893 番地の 1
令和2年 4月10日	中川 雅子	(新) はり・きゅう・マッサージナチュレ治療院	神奈川区菅田町 1,655 番地の 10
		(旧) 鍼灸治療院 N A T U R E	
令和2年 6月1日	(新) 村上 美保	ハートスマイルマッサージ横浜青葉	青葉区美しが丘五丁目 13 番地の 6
	(旧) 飛田 美保		
令和2年 7月1日	奥原 一真	(新) あおぞら鍼灸院	(新) 南区宮元町 2 丁目 29 番地の 1
		(旧) あおぞらはりきゅう院	(旧) 南区六ツ川一丁目 39 番地
同	高橋 和也	(新) <はりきゅう>からだ元気治療院横浜港北店	(新) 港北区新横浜一丁目 18 番地の 3
		(旧) 訪問はり・きゅう K E i R O W 新横浜ステーション	(旧) 港北区新羽町 159 番地の 2
同	清野 高広	(新) クローバーマッサージ治療院	(新) 都筑区すみれが丘 13 番地の 6
		(旧) あおぼ鍼灸治療院	(旧) 青葉区しらとり台 1 番地の 12
同	石塚 裕章	(新) ヒロ訪問マッ	(新) 戸塚区南舞岡

	サージ	三丁目1番17号
	(旧) 鍼灸マッサージよつば院株式会社 クローバー	(旧) 中区不老町1丁目2番地の7

横浜市告示第 606 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和2年3月31日	もりの歯科医院	南区六ツ川一丁目50番地の20
同	船員保険健康管理センター診療所	保土ヶ谷区釜台町43番2号
令和2年4月30日	医療法人社団慶進会東寺尾第2クリニック	鶴見区東寺尾一丁目39番16号
令和2年5月7日	鶴見西口更年期リウマチ科クリニック	鶴見区東寺尾一丁目39番16号
令和2年5月31日	有限会社みなと薬局	中区若葉町2丁目24番地
同	西條クリニック	港南区港南台三丁目3番1号
同	日吉慶友クリニック	港北区日吉五丁目5番17号
同	クオール薬局たちばな台店	青葉区たちばな台二丁目1番地の15
同	なみき薬局藤が丘店	青葉区藤が丘二丁目31番地の20
同	仲町台駅前まつのぶクリニック	都筑区仲町台一丁目2番20号
同	フィリア薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目5番1号
同	まめの木薬局	戸塚区戸塚町157番地の15
同	松村皮フ科	栄区小菅ヶ谷一丁目15番2号
同	横浜さかえ内科	栄区小菅ヶ谷一丁目15番2号

同	たんぽぽ薬局三ツ境店	瀬谷区三ツ境 21 番地
令和 2 年 6 月 8 日	ひとみ調剤薬局	港北区日吉本町四丁目 22 番 17 号
令和 2 年 6 月 30 日	エミング横浜鶴見クリニック	鶴見区鶴見中央一丁目 6 番 8 号
同	酒井眼科医院	青葉区奈良町 2,762 番地の 70
令和 2 年 7 月 2 日	ファーマライズ薬局元久保坂の上店	西区元久保町 7 番 36 号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 2 年 7 月 22 日	医療法人社団慶実会	青葉区田奈町 78 番地の 20	グレース訪問看護ステーション横浜	青葉区田奈町 16 番地の 8

横浜市告示第 607 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年10月1日	株式会社大島薬局	藤沢市藤沢520番地	株式会社大島薬局大正店	戸塚区原宿四丁目16番2号

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年6月1日	有限会社舞シャンブル	戸塚区舞岡町1,273番地	グループホーム舞シャンブル	戸塚区舞岡町1,273番地

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年10月1日	株式会社大島薬局	藤沢市藤沢520番地	株式会社大島薬局大正店	戸塚区原宿四丁目16番2号

4 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年6月1日	有限会社舞シャンブル	戸塚区舞岡町1,273番地	グループホーム舞シャンブル	戸塚区舞岡町1,273番地

横浜市告示第 608 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 6月15日	株式会社福祉サポート推進センター	(新)戸塚区戸塚町4,948番地の4	株式会社福祉サポート推進センター	(新)戸塚区戸塚町4,948番地の4
		(旧)戸塚区戸塚町16番地の14		(旧)戸塚区戸塚町16番地の14
令和元年 10月1日	株式会社ファミリーサービス	保土ヶ谷区天王町1丁目1番地	あっぷる三ツ境ケアステーション	(新)瀬谷区三ツ境108番地の3
				(旧)瀬谷区三ツ境2番地の26
令和2年 4月1日	社会福祉法人豊笑会	泉区弥生台55番地の62	ヒルズ訪問介護ステーション	(新)戸塚区吉田町1,868番地の15
				(旧)戸塚区戸塚町4,789番地の1

2 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 4月1日	アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通10丁目8番地の1	(新)アサヒサンクリーン在宅介護センター横浜緑	(新)緑区中山一丁目27番6号
			(旧)アサヒサンクリーン在宅介護センター横浜緑・訪問入浴	(旧)緑区中山一丁目5番25号

3 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月1日	(新)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム	戸塚区戸塚町116番地	(新)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立訪問看護ステーション	戸塚区戸塚町4,130番地の5
	(旧)医療法人横浜柏堤会		(旧)医療法人横浜柏堤会戸塚共立訪問看護ステーション	
令和2年4月14日	(新)医療法人Myクリニック	神奈川県六角橋四丁目1番1号	(新)Myクリニック訪問看護ステーション	神奈川県六角橋四丁目1番1号
	(旧)医療法人MYクリニック		(旧)MYクリニック訪問看護ステーション	

4 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月1日	(新)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム	戸塚区戸塚町116番地	介護老人保健施設ヒューマンライフケア横浜	戸塚区戸塚町1,800番地の3
	(旧)医療法人横浜柏堤会			

5 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月14日	(新)医療法人Myクリニック	神奈川県六角橋四丁目1番1号	(新)Myクリニック神戸医院	神奈川県六角橋四丁目1番1号
	(旧)医療法人MYクリニック		(旧)神戸医院	
令和2年4月28日	株式会社フアーマみらい	東京都世田谷区代沢5丁目2番1	(新)共創未来上大岡東薬局 (旧)上大岡ファ	港南区上大岡東二丁目3番11号

令和2年 4月29日	株式会社フ ァーマみら い	東京都世田 谷区代沢5 丁目2番1 号	(新)共創未来メ デ薬局	港南区大久保 二丁目7番18 号
			(旧)メデ薬局	
令和2年 5月7日	有限会社ナ レッジ	相模原市南 区相模大野 3丁目14番 20号	(新)かもめ薬局 下永谷店	港南区日限山 一丁目57番40 号
			(旧)ナレッジフ ァーマシー	

6 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和2年 6月1日	株式会社シ ルバーメデ ィカルサー ビス	港北区新横 浜三丁目8 番地の8	(新)フィットネ スデイYAC OH	鶴見区矢向六 丁目10番5号
			(旧)寿デイサー ビスセンター 矢向	

7 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和2年 4月1日	(新)公益社団 体法人日本海 員掖済会	東京都中央 区明石町1 番29号	介護老人保健 施設えきさい 横浜	中区山田町1 番地の1
	(旧)一般社団 体法人日本海 員掖済会			
同	(新)医療法人 横浜未来へ ルスケアシ ステム	戸塚区戸塚 町116番地	介護老人保健 施設ヒューマ ンライフケア 横浜	戸塚区戸塚町 1,800番地の 3
	(旧)医療法人 横浜柏堤会			

8 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和2年 4月1日	(新)公益社団 体法人日本海 員掖済会	東京都中央 区明石町1 番29号	介護老人保健 施設えきさい 横浜	中区山田町1 番地の1
	(旧)一般社団			

	法人日本海 員掖済会			
同	(新)医療法人 横浜未来ヘ ルスケアシ ステム (旧)医療法人 横浜柏堤会	戸塚区戸塚 町 116 番地	介護老人保健 施設ヒューマ ンライフケア 横浜	戸塚区戸塚町 1,800 番地の 3

9 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和2年 4月2日	株式会社テ ィーエムサ ービス	金沢区大道 一丁目17番 3号	(新)だんらの 家横浜白楽 (旧)だんらの 家白楽	神奈川区西神 奈川三丁目9 番地の14

10 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和元年 6月15日	株式会社福 祉サポート 推進センタ ー	(新)戸塚区戸 塚町 4,948 番地の4 (旧)戸塚区戸 塚町 16 番地 の14	株式会社福祉 サポート推進 センター	(新)戸塚区戸 塚町 4,948 番地 の4 (旧)戸塚区戸 塚町 16 番地 の14
令和元年 10月1日	株式会社フ ァミリーサ ービス	保土ヶ谷区 天王町1丁 目1番地	あっぷる三ツ 境ケアステー ション	(新)瀬谷区三ツ 境 108 番地の 3 (旧)瀬谷区三ツ 境 2 番地の26
令和2年 4月1日	(新)医療法人 横浜未来ヘ ルスケアシ ステム (旧)医療法人 横浜柏堤会	戸塚区戸塚 町 116 番地	(新)医療法人横 浜未来ヘルス ケアシステム 戸塚共立訪問 看護ステーシ ョン (旧)医療法人横 浜柏堤会戸塚 共立訪問看護 ステーション	戸塚区戸塚町 4,130 番地の 5

令和2年 4月14日	(新)医療法人 Myクリニック	神奈川県六 角橋四丁目 1番1号	(新)Myクリニ ック居宅介護 支援事業所	神奈川県六角 橋四丁目1番 1号
	(旧)医療法人 MYクリニ ック		(旧)MYクリニ ック居宅介護 支援事業所	

11 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 4月1日	アサヒサン クリーン株 式会社	静岡市葵区 本通10丁目 8番地の1	(新)アサヒサン クリーン在宅 介護センター 横浜緑	(新)緑区中山一 丁目27番6号
			(旧)アサヒサン クリーン在宅 介護センター 横浜緑・訪問 入浴	(旧)緑区中山一 丁目5番25号

12 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 4月1日	(新)医療法人 横浜未来ヘル スケアシ ステム	戸塚区戸塚 町116番地	(新)医療法人横 浜未来ヘルス ケアシステム 戸塚共立訪問 看護ステーシ ョン	戸塚区戸塚町 4,130番地の 5
	(旧)医療法人 横浜柏堤会		(旧)医療法人横 浜柏堤会戸塚 共立訪問看護 ステーション	
令和2年 4月14日	(新)医療法人 Myクリニ ック	神奈川県六 角橋四丁目 1番1号	(新)Myクリニ ック訪問看護 ステーション	神奈川県六角 橋四丁目1番 1号
	(旧)医療法人 MYクリニ ック		(旧)MYクリニ ック訪問看護 ステーション	

13 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
-----------	------------	----------------	----------------	-----------------

令和2年 4月1日	(新)医療法人 横浜未来ヘ ルスケアシ ステム	戸塚区戸塚 町 116 番地	介護老人保健 施設ヒューマ ンライフケア 横浜	戸塚区戸塚町 1,800 番地の 3
	(旧)医療法人 横浜柏堤会			

14 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 4月14日	(新)医療法人 Myクリニック	神奈川県六 角橋四丁目 1番1号	(新)Myクリニ ック神戸医院	神奈川県六角 橋四丁目1番 1号
	(旧)医療法人 MYクリニ ック		(旧)神戸医院	
令和2年 4月28日	株式会社フ ァーマみら い	東京都世田 谷区代沢5 丁目2番1 号	(新)共創未来上 大岡東薬局	港南区上大岡 東二丁目3番 11号
			(旧)上大岡フ ァーマシー	
令和2年 4月29日	株式会社フ ァーマみら い	東京都世田 谷区代沢5 丁目2番1 号	(新)共創未来メ デ薬局	港南区大久保 二丁目7番18 号
			(旧)メデ薬局	
令和2年 5月7日	有限会社ナ レッジ	相模原市南 区相模大野 3丁目14番 20号	(新)かもめ薬局 下永谷店	港南区日限山 一丁目57番40 号
			(旧)ナレッジフ ァーマシー	

15 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 4月1日	(新)公益社団 体法人日本海 員掖済会	東京都中央 区明石町1 番29号	介護老人保健 施設えきさい 横浜	中区山田町1 番地の1
	(旧)一般社団 体法人日本海 員掖済会			
同	(新)医療法人 横浜未来ヘ ルスケアシ ステム	戸塚区戸塚 町 116 番地	介護老人保健 施設ヒューマ ンライフケア 横浜	戸塚区戸塚町 1,800 番地の 3

	(旧)医療法人 横浜柏堤会			
--	------------------	--	--	--

16 介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年 4月1日	(新)公益社団 法人日本海 員掖済会	東京都中央 区明石町1 番29号	介護老人保健 施設えきさい 横浜	中区山田町1 番地の1
	(旧)一般社団 法人日本海 員掖済会			
同	(新)医療法人 横浜未来ヘ ルスケアシ ステム	戸塚区戸塚 町116番地	介護老人保健 施設ヒューマ ンライフケア 横浜	戸塚区戸塚町 1,800番地の 3
	(旧)医療法人 横浜柏堤会			

17 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和元年 6月15日	株式会社福 祉サポート 推進センタ ー	(新)戸塚区戸 塚町4,948 番地の4	株式会社福祉 サポート推進 センター	(新)戸塚区戸 塚町4,948番地 の4
		(旧)戸塚区戸 塚町16番地 の14		(旧)戸塚区戸 塚町16番地の14
令和元年 10月1日	株式会社フ ァミリーサ ービス	保土ヶ谷区 天王町1丁 目1番地	あっぷる三ツ 境ケアステー ション	(新)瀬谷区三ツ 境108番地の 3
				(旧)瀬谷区三ツ 境2番地の26
令和2年 4月1日	社会福祉法 人豊笑会	泉区弥生台 55番地の62	ヒルズ訪問介 護ステーショ ン	(新)戸塚区吉田 町1,868番地 の15
				(旧)戸塚区戸 塚町4,789番地 の1

18 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和2年 6月1日	株式会社シ ルバーメデ ィカルサー ビス	港北区新横 浜三丁目8 番地の8	(新)フィットネ スデイYAC OH	鶴見区矢向六 丁目10番5号
			(旧)寿デイサー ビスセンター 矢向	

横浜市告示第 609 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和2年7月1日	医療法人順正会	旭区川島町1,764番地	横浜鶴ヶ峰病院居宅介護支援センター	旭区川島町1,764番地

横浜市告示第 610 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年6月30日	社会福祉法人同愛会	保土ヶ谷区上菅田町1, 749番地	森のピーターパン	保土ヶ谷区上菅田町1,696番地

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年4月30日	医療法人社団陽友会	保土ヶ谷区今井町919番地の12	医療法人社団陽友会ゆう在宅クリニック	保土ヶ谷区今井町919番地の12

3 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年6月30日	医療法人緑樹会	青葉区しらとり台1番地の12	あおば整形外科リハ・オリビエ	青葉区もえぎ野10番地の16

4 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年6月30日	有限会社リラ福祉サービス	戸塚区小雀町2,058番地の11	デイサービスセンターこすずめの里	戸塚区小雀町2,058番地の11

5 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和2年6月30日	株式会社イグランデイ	青葉区元石川町7,512番地の3	ケアサービス・ゆい	青葉区元石川町7,512番地の3

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年4月30日	医療法人社団陽友会	保土ヶ谷区今井町919番地の12	医療法人社団陽友会ゆう在宅クリニック	保土ヶ谷区今井町919番地の12

7 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年6月30日	有限会社リラ福祉サービス	戸塚区小雀町 2,058 番地の 11	デイサービスセンターこすずめの里	戸塚区小雀町 2,058 番地の 11

横浜市告示第 611 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年8月1日	本郷台こどもクリニック	栄区小菅ケ谷一丁目5番1号	病院又は診療所
同	街のクリニック	保土ケ谷区岩崎町6番1号	同
同	あさかわ耳鼻咽喉科クリニック	鶴見区鶴見中央一丁目2番1号	同
同	イオックス薬局新子安店	神奈川区新子安一丁目33番15号	薬局
同	ふくにし薬局白幡店	神奈川区白幡仲町47番25号	同
同	葵調剤反町駅前店	神奈川区反町3丁目18番地の4	同
同	上郷四季薬局	栄区野七里一丁目12番17号	同
同	荏田プラザ薬局	都筑区荏田南五丁目1番18号	同
同	クリエイト薬局栄長倉町店	栄区長倉町1番1,387号	同
同	つつじが丘薬局	青葉区しらとり台2番地の15	同

横浜市告示第 612 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年5月22日	(新)横浜弘明寺呼吸器内科・内科クリニック	(新)南区六ツ川一丁目81番地	病院又は診療所
	(旧)上六ツ川内科クリニック	(旧)南区六ツ川一丁目873番地の3	

横 浜 市 告 示 第 613 号

児 童 福 祉 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 に よ る 改 正 後 の 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 の 廃 止

児 童 福 祉 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 26 年 法 律 第 47 号) に よ る 改 正 後 の 児 童 福 祉 法 (昭 和 22 年 法 律 第 164 号) 第 19 条 の 9 第 1 項 の 規 定 に よ る 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 5月29日	ローソクオー ル薬局三ツ境 駅前店	瀬谷区三ツ境5番地 の14	薬局
令和2年 5月31日	まめの木薬局	戸塚区戸塚町157番 地の15	同

横 浜 市 告 示 第 614 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 30 年 4 月 1 日	み ん な の 訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン	(新) 保 土 ヶ 谷 区 境 木 町 114 番 地 の 1	訪 問 看 護
		(旧) 保 土 ヶ 谷 区 今 井 町 1,221 番 地	

横浜市告示第 615 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医氏名
令和2年7月1日	横浜鶴ヶ峰病院	旭区川島町 1,764番地	眼科	視覚障害	鈴木 貴英
同	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院	港北区小机町 3,211番地	眼科	視覚障害	中西 瑠美子
同	横浜鶴ヶ峰病院	旭区川島町 1,764番地	眼科	視覚障害	藤本 啓一
同	公立大学法人横浜市立大市民医療センター	南区浦舟町 4丁目 57番地	耳鼻咽喉科	音声機能・言語機能障害	大氣 大和
同	公立大学法人横浜国立大学付属病院	金沢区福三丁目 9番地	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	聴覚・平衡・音声機能障害、又ハ能音・能シ能	桑原 達
同	国家公務員共済組合横浜南病院	金沢区六本木一丁目 21番 1号	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡・音声機能障害、又ハ能音・能シ能	矢野 実裕子
同	社会福祉法人財団支会神奈川県	神奈川区神奈川一丁目 13番地の10	リハビリテーション科	音声機能・言語機能障害、	西村 温子

	神奈川県立東リハー病院				肢体不自由	
同	国家公務員共済連合横浜病院	栄区桂町132番地	整形外科	肢体不自由	上野琢郎	
同	独立行政法人国立病院機構横浜センター	戸塚区原目三丁目2番60号	整形外科	肢体不自由	小林明裕	
同	神奈川県立川ヶ谷センター	旭区中尾三丁目2番2号	骨軟部外腫瘍科・整形外科	肢体不自由	藤田真太郎	
同	独立行政法人国立病院機構横浜センター	戸塚区原目三丁目2番60号	小児科	肢体不自由	本井宏尚	
同	社会福祉法人福恩会支那会東部	鶴見区下三丁目1番6号	小児科	肢体不自由	安井ひかり	
同	神奈川県立循環器病一	金沢区富六丁目1番16号	循環器内科	心臓機能障害	木下恵	
同	西横浜国際病院	戸塚区汲沢町56番地	内科・循環器科	心臓機能障害	小泉雅之	
同	神奈川県立循環器病一	金沢区富六丁目1番16号	循環器内科	心臓機能障害	児玉翔	
同	神奈川県立循環器病一	金沢区富六丁目1番16号	循環器内科	心臓機能障害	硯川佳祐	
同	医療法人	戸塚区品	循環器	心臓機能	渡邊貴博	

	財団明理 会東戸塚 記念病院	濃町 548 番地 の 7	内科	障害	
同	聖マリア ンナ医学 大市西 院	旭区矢指 町 1,197 番地 の 1	小児外 科	呼吸器機 能障害	大林樹真
同	公立大 法市立 附総セ ン	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	寺西周平
同	公立大 法市立 附総セ ン	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	呼吸器 外科	呼吸器機 能障害	保浦慶之
同	公立大 法市立 附 院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	腎臓・ 高血圧 内科	じん臓機 能障害	小豆島健護
同	公立大 法市立 附 院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	腎臓・ 高血圧 内科	じん臓機 能障害	石川由紀
同	社会福祉 法財人 会団恩賜 奈支部生 生会川 市会南 院	港南区港 南台三丁 目 2 番 10 号	腎臓・ 高血圧 内科	じん臓機 能障害	名和田紘子
同	医療法 社会団 会横三 院緑総 合病	緑区十日 市場町 1, 726 番地 の 7	消化器 センタ ー、外 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害 、小腸機 能障害	植田吉宣
同	独立行政 法人労働 者健康安 全機構災 院	港北区小 机町 3,21 1 番地	消化器 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害 、小腸機 能障害	平田篤史
同	一般財団	西区みな	外科	ぼうこう	松田睦史

	法川会 人県会 神警け 奈友い ゆ院	とみらい 三丁目7 番3号		又は腸 機能障 害	
同	佐々木病 院	鶴見区下 末吉一丁 目13番8 号	眼科	視覚障 害	中村嘉代
同	社会福祉 法入恩賜 財団済生 会支部神 奈川会横 生会南部 市院	港南区港 南台三丁 目2番10 号	眼科	視覚障 害	中村恭子
同	みうら眼 科	中区本牧 原19番1 号	眼科	視覚障 害	三浦光生
同	公立大横 法市立大 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	眼科	視覚障 害	山田教弘
同	西横浜国 際総合病 院	戸塚区汲 沢町56番 地	脳神経 外科・内 科	音声機能 ・言語機 能はそ機 能障害、 肢體不自 由	坂本雄大
同	聖隷横浜 病院	保土ヶ谷 区岩井町 215番地	整形外 科	肢體不自 由	大田光俊
同	社会福祉 法入恩賜 財団済生 会支部神 奈川会横 生会南部 市院	神奈川区 富家町6 番地の6	脳神経 内科	肢體不自 由	岡村正哉
同	社会福祉 法入恩賜 財団済生 会支部神 奈川会横 生会南東 市院	鶴見区下 末吉三丁 目6番1 号	整形外 科	肢體不自 由	尾崎正大

同	新横浜スク パーク インク	港北区北 新横浜 丁目の5	整形外科 ・神経 科・麻 酔科・ リハテ ション 科	肢体不自 由	遠田慎吾
同	横浜市立 市民病院	神奈川区 三ツ沢西 1番1号	整形外 科	肢体不自 由	門脇絢弘
同	医療法人 協友鶴 社会横 見リハ リテ一 ン病院	鶴見区下 野谷町4 丁目145 番地の1	リハビ ン ション 科	肢体不自 由	金澤寛子
同	聖マリア ン大学西 大市院	旭区矢指 町1,197 番地の1	リウマ チ・膠 原病 内科	肢体不自 由	川上美里
同	社会福祉 法人福 財団恩 会支部 奈川 生市東 院	鶴見区下 末吉三 丁目6番 1号	呼吸器 外科・ 小児科	肢体不自 由	酒井章次
同	社会福祉 法人福 財団恩 会支部 奈川 生市東 院	金沢区平 潟町12 番1号	リハビ ン ション 科	肢体不自 由	藤井智恵子
同	医療法人 成緑 社会横 合病院	青葉区鉄 町2,201 番地の5	小児科	肢体不自 由	升森智香子
同	あざみ ハート アーム パーク	青葉区あ ざみ野南 二丁目1 番地の21	内科・ 外科	心臓機能 障害	上田敏彦

同	公立大 学 横 浜 大 学 民 療 一 法 市 附 属 合 合 セ	南 区 浦 舟 町 4 丁 目 57 番 地	循 環 器 内 科	心 臓 機 能 障 害	南 本 祐 吾
同	医 療 法 人 財 団 明 理 会 東 戸 記 念 病 院	戸 塚 区 品 濃 町 548 番 地 の 7	内 科	心 臓 機 能 障 害	安 原 容 子
同	公立大 学 横 浜 大 学 民 療 一 法 市 附 属 合 合 セ	南 区 浦 舟 町 4 丁 目 57 番 地	呼 吸 器 外 科	呼 吸 器 機 能 障 害	禹 哲 漢
同	聖 マ リ ア ン ナ 大 学 西 部 院	旭 区 矢 指 町 1,197 番 地 の 1	泌 尿 器 科	じ ん 臓 機 能 障 害 、 ぼ う こ う 直 腸 機 能 障 害	関 口 善 吉
同	前 田 記 念 横 浜 ク ニ ッ ク	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 3 番 12 号	内 科	じ ん 臓 機 能 障 害	高 橋 恵 子
同	横 浜 い ず み 台 病 院	泉 区 和 泉 町 7,838 番 地	内 科 ・ 腎 臓 内 科	じ ん 臓 機 能 障 害	田 村 浩 三
同	聖 隷 横 浜 病 院	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 215 番 地	腎 臓 ・ 高 血 圧 内 科	じ ん 臓 機 能 障 害	宮 本 研
同	六 ツ 川 内 科 消 化 器 ク リ ニ ッ ク	南 区 六 ツ 川 一 丁 目 39 番 地	内 科 ・ 消 化 器 ・ 内 肛 門 外 科	ぼ う こ う 直 腸 機 能 障 害	大 山 倫 男
同	汐 田 総 合 病 院	鶴 見 区 矢 向 一 丁 目 6 番 20 号	外 科	ぼ う こ う 直 腸 機 能 障 害	甲 田 貴 丸
同	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 支 部 奈 生 市 院	鶴 見 区 下 吉 三 丁 目 6 番 1 号	泌 尿 器 科	ぼ う こ う 直 腸 機 能 障 害	小 林 裕 章
同	独 立 行 政	港 北 区 小	外 科	ぼ う こ う	花 岡 俊 晴

法 人 勞 働 者 健 康 安 全 機 構 横 浜 院 災 病	机 町 3,21 1 番 地	又 は 直 腸 機 能 障 害 、 小 腸 機 能 障 害
--	-------------------	--

横浜市告示第 616 号

地域密着型指定介護老人福祉施設入所者生活介護の指定
の辞退

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の8の規定に基づき、事業者から、次のとおり指定の辞退があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日	サービスの種類
社会福祉法人宝寿会	地域密着型特別養護老人ホームうぐいす荘	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山1,24 1 - 3	令和2年6月15日	地域密着型指定介護老人福祉施設入所者生活介護

横 浜 市 告 示 第 617 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路
を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路
3 ・ 3 ・ 42 号 恩 田 線
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
青 葉 区 あ か ね 台 一 丁 目 及 び 恩 田 町 地 内

横浜市告示第 618 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 25 日

横浜市長 林 文 子

第 2 項第 2 号の表中

「

金沢木材ふ頭護岸	金沢区幸浦一丁目 金沢木材ふ頭	156
金沢水際線緑地護岸	金沢区福浦一丁目ほか	3,194

」

を

「

金沢木材ふ頭護岸	金沢区幸浦一丁目 金沢木材ふ頭	156
金沢地先埋立 2 号地護岸	金沢区幸浦二丁目	438
金沢水際線緑地護岸	金沢区福浦一丁目ほか	3,194

」

に改める。

第 10 項第 2 号の表中

「

大黒ふ頭 T-9 事務所	同	鉄筋コンクリート、陸屋根、平屋建	176
--------------	---	------------------	-----

」

を

「

大黒ふ頭 T-9 事務所	鶴見区大黒ふ頭	鉄筋コンクリート、陸屋根、平屋建	176
--------------	---------	------------------	-----

」

に改める。

第 11 項の表中

「

金沢地区	同	236,245
------	---	---------

」

を
「

金沢地区	同	240,228
------	---	---------

」

に改める。

横浜市告示第 619 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 8 月 28 日から施行する。

令和 2 年 8 月 25 日

横浜市長 林 文子

第 4 項第 2 号の表中

「

クイーンモール橋	同	72	18
万国橋	中区新港二丁目ほか 新港ふ頭	34	25
新港橋	中区新港一丁目ほか 新港ふ頭	27	19
新港橋梁	同	31	5
国際橋	中区新港二丁目ほか 新港ふ頭	79	51

」

を

「

クイーンモール橋	同	72	18
ハンマーヘッドデッキ	中区新港二丁目 新港ふ頭	48	6
国際橋	中区新港二丁目 新港ふ頭ほか	79	51
万国橋	同	34	25
新港橋	中区新港一丁目 新港ふ頭ほか	27	19
新港橋梁	同	31	5

」

に改める。

第 5 項第 3 号イを次のように改める。

名 称	位 置	面積 (㎡)
みなとみらい耐震岸壁荷さばき地	西区みなとみらい一丁目	2,823

第 7 項第 1 号の表中

「

新港パーク	同	石の広場、親水階段、芝生広場、便所、植栽、プロムナード等	21,602
自動車道	中区新港二丁目ほか	トラス橋（3基）園道、芝生広	9,554

」

		場、植栽等	
--	--	-------	--

を
「

新港パーク	同	石の広場、親水階段、芝生広場、便所、植栽、プロムナード等	21,602
ハンマーヘッドパーク	同	広場、植栽等	2,700
自動車道	中区新港二丁目ほか	トラス橋（3基）園道、芝生広場、植栽等	9,554

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 448 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 7 月 30 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林

文 子

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
市 民 局	事 務 職 員	伊 藤 淳	停 職 4 箇 月
市 民 局	事 務 職 員	西 山 雄 二	戒 告

横 浜 市 公 告 第 449 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 7 月 30 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
政 策 局 総 務 部 総 務 課 担 当 係 長	事 務 職 員	高 橋 雅 也	停 職 3 箇 月

横浜市公告第 450 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年8月25日

横浜市 市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年7月31日	NPO法人みどり多文化共創の会	杉 山 郡 啓	緑区青砥町821番地の70	この法人は、緑区を中心とした市民に対して、ますます多様化する社会において、地域住民が国籍などの違いに関わらず一人ひとりのつながりや助け合うことを大切に、志あつる地域住民と共に各種の支援事業や連携事業等を行い、多様な文化が共生するまち、誰もが活躍できるまち、誰もが幸せを感じるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
令和2年8月6日	特定非営利活動法人日	原 大 地	保土ヶ谷区仏向西10番	この法人は、次世代を担う

	<p>本 スポーツ 支 援 振 興 協 会</p>	<p>14 号</p>	<p>学 生 の 為 に、 部 活 動 指 導 員 制 度 を 活 用 し 、 子 ど も や 学 生 た ち の 技 術 的 、 精 神 的 成 長 を 促 す 取 り 組 み を 行 う。 こ の 取 り 組 み を 教 員 の 働 き 方 改 革 や 教 員 を 志 望 す る 学 生 の 増 加 に も 繋 げ る こ と を 目 的 と す る。 ま た 、 市 民 の 健 康 増 進 や ス ポ ー ツ の 振 興 、 ス ポ ー ツ 人 口 の 増 加 の 為 に 、 交 流 会 や 講 習 会 を 行 い 、 ス ポ ー ツ を 通 じ て 、 人 、 地 域 の 繋 が り を 生 み 出 し 、 よ り 良 い 社 会 作 り や 健 康 寿 命 を 延 ば す 事 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る。</p>
--	-----------------------------------	-------------	--

横浜市公告第 451 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地		定款に記載された目的
令和2年 7月27日	特定非営利活動法人種まきネットワーク	木 村 由 香	変更前	藤 沢 市 鵜 沼 藤 が 谷 2 丁 目 12 番 7 号	この法人は、地域福祉活動に従事する団体に対し、寄付金の募集支援事業及び広報活動に対する支援事業を行い、地域福祉の担い手の育成、こころ温まる地域福祉社会づくり及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
			変更後	神 奈 川 区 三 ツ 沢 東 町 2 番 22 号	
令和2年 7月27日	変更前	古 城 戸 百 代		南 区 別 所 一 丁 目 15 番 22 号	この法人は、障害（児）者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
	変更後				
令和2年 7月28日	変更前	若 島 倫 子		緑 区 鴨 居 四 丁 目 17 番 26 号	この法人は、ブリーフセラピー実践者の
	変更後				
令和2年 7月28日	特定非営利活動法人日本ブリーフ				

	セラピー協会			養成および新しい技術の開発、研究、情報の収集、および発信などを通じて広く市民の精神衛生の向上および健康に寄与することを目的としている。
令和2年7月31日	特定非営利活動法人精神保健を考える会 ぐらぶんどくらぶ	渡 邊 久 子	港北区大曽根一丁目17番17号	子どもからお年寄りまで、「心の健康」について考え、誰もが住みやすい地域づくりを目指す。(1)精神障害者等の人権を尊重し、自立を支援するとともに、精神障害者等の社会参加を推進する。(2)地域精神保健福祉に關する普及啓発活動を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。
令和2年7月31日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ みらい	林 正 枝	旭区本村町108番地の10	本法人は、横浜市旭区及び周辺地域に在住する不特定多数の高齢者・障害者

				<p>及びその他生 活支援を必 とする人々 対して、自 もてる生 術や技能を 用し、相互 助の精神に づいた自主 営・自主運 の働き方 う多様な 支援サー 等を非営 民事業とし 提供し、参 型福祉の社 化を推進す と同時に向 福祉の向上 を目的とす る。</p>
<p>令和2年 7月31日</p>	<p>特定非営利 活動法人ミ リリケイ キ</p>	<p>重 田 ひ と み</p>	<p>戸塚区矢部 町74番地</p>	<p>この法人は、 子どもとそ 保護者に対 て、子ども 健全に育成 ていくこと 繋がる事業 行い、個々 子ども自身 有する育つ を十分に引 出すととも 子どもを取 巻く環境が り良いもの なってい ると寄与す</p>

				ことを目的とする。
令和2年 8月3日	特定非営利 活動法人G OODJOB	望 月 直 子	港南区港南 台七丁目18 番17号	この法人は、 障害者（児） の地域生活と 経済的自立を 支援する事業 を、地域交流 と関連させて 行うことによ り、地域にお ける社会福祉 の増進に寄与 することを目 的とする。
令和2年 8月3日	特定非営利 活動法人ス ローレーベ ル	栗 栖 良 依	神奈川区白 幡南町26番 2号	この法人は、 アーティスト と障害者の協 働により、商 品開発、創造 産業の支援を 行い、市民の 生きがいを創 造することに 寄与することを 目的とする。
令和2年 8月3日	特定非営利 活動法人横 浜青葉国際 交流の会	小 池 由 美	青葉区松風 台22番地の 3	この法人は、 青葉区を中心 とした市民に 対して、国際 交流活動等 を通じて、外 国人を含む地 域住民と 共に暮らしや 社会を 実現し、多 文化共生の まちづくりの 推進に寄与す

令和2年 8月4日	N P O 法 人 ぷ か ぷ か	高 崎 明	緑 区 霧 が 丘 四 丁 目 17 番 地 の 3	<p>ことを目的とする。</p> <p>この法人は、障がいのある人たちが地域の中で生き生きと生活できるよう、彼らの働くお店「カフェベーカーぷかぷか」を運営する事業や地域の交流の場づくりを行い、障がいのある人たちの生きやすい街づくりを目指す。</p>
--------------	----------------------	-------	----------------------------------	--

横 浜 市 公 告 第 452 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ戸塚店

戸塚区上倉田町 769 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニ株式会社

代表取締役 関 口 憲 司

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 ただし年 60 日は午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで ただし、年 60 日は午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(4) 変更する年月日

令和2年8月1日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令 和 2 年 7 月 17 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 453 号

方 法 市 長 意 見 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) 第 21 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業 に 係 る 方 法 市 長 意 見 書 を 作 成 し た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 方 法 市 長 意 見 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地

三 井 不 動 産 株 式 会 社 (代 表 事 業 者)

代 表 取 締 役 社 長 菰 田 正 信

東 京 都 中 央 区 日 本 橋 室 町 2 丁 目 1 番 1 号

2 対 象 事 業 の 名 称

横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業

3 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

中 区 日 本 大 通 35 番 地

横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号

横 浜 市 西 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

令 和 2 年 8 月 25 日 か ら 令 和 2 年 9 月 23 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 454 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て
指 定 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
中 区 豊 浦 町 3 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 そ の 他
こ の 公 告 に よ り 指 定 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 は 、 土 壌 汚 染 対
策 法 施 行 規 則 （ 平 成 14 年 環 境 省 令 第 29 号 ） 第 58 条 第 5 項 第 12 号 に
該 当 す る 。

横 浜 市 公 告 第 455 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
元 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 320 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 2,880 番 の 6 、 2,880 番 の 7 、 2,950 番
の 1 及 び 2,950 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物、砒 素 及 び そ の 化 合 物、ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 456 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
2 年 2 月 横 浜 市 公 告 第 95 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解
除 す る。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
都 筑 区 川 和 町 字 城 古 場 654 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 457 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更 及 び 農 用 地 利 用 計 画 変
更 案 の 縦 覧

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 す る の で
、 変 更 後 の 当 該 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の う ち 農 用 地 利 用 計 画 の 案 を
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 住 民 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜
市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

当 該 農 用 地 利 用 計 画 に 係 る 農 用 地 区 域 内 に あ る 土 地 の 所 有 者 そ の
他 そ の 土 地 に 関 し 権 利 を 有 す る 者 は 、 当 該 農 用 地 利 用 計 画 の 案 に 対
し て 異 議 が あ る と き は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 15 日
以 内 に 横 浜 市 長 に 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 変 更 内 容

- (1) 次 の 土 地 を 農 用 地 区 域 に 編 入 す る 。
北 八 朔 ・ 川 和 区 域 （ A - 18 ）
緑 区 北 八 朔 町 224 番 の 3
- (2) 次 の 土 地 を 農 用 地 区 域 か ら 除 外 す る 。
ア 田 谷 ・ 長 尾 台 区 域 （ C - 11 ）
栄 区 田 谷 町 550 番 の 2
イ 和 泉 区 域 （ C - 5 ）
泉 区 和 泉 町 5,400 番 の 1

2 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

3 縦 覧 期 間

令 和 2 年 8 月 25 日 か ら 令 和 2 年 9 月 24 日 ま で

4 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 458 号

土 地 改 良 区 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 改 良 法 （ 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ） 第 30 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 市 都 筑 区 東 方 西 部 土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 を 認 可 し た。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市公告第 459 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
上白根第二公園	旭区上白根一丁目15番	別図のとおり 822 m ²	立入禁止	令和2年8月25日から令和2年10月30日まで
さちが丘第五公園	旭区さちが丘80番の42	別図のとおり 321 m ²	立入禁止	令和2年8月25日から令和2年10月30日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 460 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 5 月 1 日	00472	東 洋 水 工 株 式 会 社	(新) 田 中 顕 輔	戸 塚 区 名 瀬 町 2,222 番 地 の 1
			(旧) 田 中 國 夫	

横 浜 市 公 告 第 461 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11253	株 式 会 社 K Y O U W A	緑 区 長 津 田 み な み 台 六 丁 目 16 番 3 号	令 和 2 年 7 月 10 日

横 浜 市 公 告 第 462 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 興 和 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 463 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 9 月 28 日 第 30 開 706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1
つ く み 住 研 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 川 義 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 鎌 谷 町 338 番 の 6 、 338 番 の 7 の 一 部 、 338 番 の 20
か ら 338 番 の 28 ま で 、 339 番 の 21 の 一 部 及 び 339 番 の 22 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 464 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 2 月 28 日 第 30 開 709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 楠 町 14 番 地 の 5
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 桜 ヶ 丘 一 丁 目 94 番 の 3 、 94 番 の 20 、 113 番 の 1 、 11
3 番 の 3 及 び 114 番 の 8 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 465 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 7 月 18 日 第 31 開 1108 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 吉 田 東 三 丁 目 27 番 2 号
有 限 会 社 ゆ た か 産 業
取 締 役 豊 田 勝 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 吉 田 東 三 丁 目 645 番 の 1 、 645 番 の 4 及 び 646 番 の 一
部

横 浜 市 公 告 第 466 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 10 月 1 日 第 31 開 1112 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号
ナ イ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 杉 田 理 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,361 番 の 1 の 一 部 、 2,361 番 の 2 及 び
2,361 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 467 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 12 月 17 日 第 31 開 1210 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
緑 区 中 山 五 丁 目 15 番 8 号
齋 藤 和 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 中 山 五 丁 目 738 番 の 1 、 738 番 の 6 及 び 738 番 の 7 の 各 一
部 、 738 番 の 9 から 738 番 の 13 ま で 、 738 番 の 14 の 一 部 、 738 番
の 15 、 738 番 の 16 の 一 部 、 738 番 の 17 、 739 番 の 2 の 一 部 、 739
番 の 7 、 740 番 の 1 の 一 部 、 740 番 の 5 の 一 部 、 740 番 の 6 の 一
部 、 740 番 の 9 の 一 部 並 び に 740 番 の 10 から 740 番 の 12 ま で

横 浜 市 公 告 第 468 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 12 月 24 日 第 31 開 807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 羽 町 1747 番 地
株 式 会 社 ベ ル ハ ウ ス
代 表 取 締 役 加 賀 田 昌 巳
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 本 宿 町 135 番 の 2 、 135 番 の 21 の 一 部 、 135 番 の 49 から 13
5 番 の 60 ま で 、 135 番 の 61 の 一 部 及 び 135 番 の 62 から 135 番 の 65
ま で

横 浜 市 公 告 第 469 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 25 日 第 31 開 609 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 平 戸 町 461 番 地 の 2
三 枝 木 久 代
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 限 山 一 丁 目 2,464 番 の 13 か ら 2,464 番 の 14 ま で 及 び 2,
464 番 の 17

横 浜 市 公 告 第 470 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 7 月 8 日 第 2020 開 202 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 片 倉 三 丁 目 3 番 10 号
三 枝 日 出 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 片 倉 三 丁 目 621 番 の 1 、 622 番 の 1 及 び 623 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 471 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 1 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 8 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.85 m
- 5 指 定 の 場 所
鶴 見 区 駒 岡 一 丁 目 197 番 の 26 、 198 番 の 1 及 び 198 番 の 5
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ヒ ロ ホ ー ム
代 表 取 締 役 小 出 治

横 浜 市 公 告 第 472 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 8 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.15 m
- 5 指 定 の 場 所
磯 子 区 森 四 丁 目 1,339 番 の 21 、 1,339 番 の 22 及 び 1,340 番 の 11
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 リ ア ル
代 表 取 締 役 桑 原 真

横 浜 市 公 告 第 473 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 13 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 8 月 4 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.78 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 上 倉 田 町 1,189 番 の 14
- 6 申 請 者 の 氏 名
横 浜 エ コ ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 飯 島 雅 人

横 浜 市 公 告 第 474 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 7 月 27 日
- 2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 す る 道 路 の 延 長
18.31 m
- 4 廃 止 の 場 所
磯 子 区 中 浜 町 39 番 の 2 及 び 39 番 の 4 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
松 野 州 晃

横 浜 市 公 告 第 475 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 7 月 29 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
29.44 m
- 4 廃 止 の 場 所
西 区 戸 部 本 町 59 番 、 60 番 の 1 、 60 番 の 5 、 60 番 の 6 、 61 番 の 4
、 61 番 の 8 及 び 62 番 の 7 か ら 62 番 の 10 ま で 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 紅 梅 組
代 表 取 締 役 篠 原 立 美

横 浜 市 公 告 第 476 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止年月日
令和2年8月4日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
17.16 m
- 4 廃止の場所
横浜市南区高根町3丁目18番の一部
- 5 申請者の氏名
平 沼 光 二

横 浜 市 公 告 第 477 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 66 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 8 月 4 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m 及 び 6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
129.10 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 南 区 大 久 保 三 丁 目 643 番 の 3 地 先 か ら 679 番 の 7 地 先 ま で 及
び 692 番 の 5 地 先 か ら 692 番 の 13 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 478 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 8 月 5 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
0.69 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
11.57 m
- 4 廃 止 の 場 所
旭 区 東 希 望 が 丘 170 番 の 17 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 す ま い
代 表 取 締 役 田 邊 孔

横 浜 市 公 告 第 479 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 8 月 14 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
4.87 m
- 4 廃 止 の 場 所
緑 区 西 八 朔 町 768 番 の 9 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
遠 藤 和 子
遠 藤 智

横浜市公告第 480 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文 子

1 退任した理事

氏 名	住 所
日本貨物鉄道株式会社 常務執行役員 関東支社長 吉 澤 淳	東京都品川区東五反田1丁目 11番15号

2 就任した理事

氏 名	住 所
日本貨物鉄道株式会社 執行役員 関東支社長 柏 井 省 吾	東京都品川区東五反田1丁目 11番15号

横浜市公告第 481 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称
横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成29年10月25日から令和5年3月31日まで
- 3 施行地区
神奈川区鶴屋町1丁目3番の1、3番の21、4番、4番の4、5番の1から5番の3まで、6番の1から6番の6まで、6番の12から6番の17まで、36番の1の一部、36番の2、36番の3の一部、66番、66番の1から66番の3まで及び66番の36から66番の38まで並びに鶴屋町2丁目37番の1の一部及び37番の2の一部
- 4 事務所の所在地
西区南幸二丁目1番22号
- 5 設立認可の年月日
平成29年10月25日
- 6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	平成29年10月25日から 令和5年3月31日まで	平成29年10月25日から 令和8年3月31日まで
施行地区	神奈川区鶴屋町1丁目 3番の1、3番の21、 4番、4番の4、5番 の1から5番の3まで 、6番の1から6番の 6まで、6番の12から 6番の17まで、36番の 1の一部、36番の2、 36番の3の一部、66番 、66番の1から66番の 3まで及び66番の36か ら66番の38まで並びに 鶴屋町2丁目37番の1 の一部及び37番の2の 一部	神奈川区鶴屋町1丁目 41番から45番まで

- 7 定款及び事業計画変更の認可年月日
令和2年8月25日

横 浜 市 公 告 第 482 号

横 浜 駅 きた 西 口 鶴 屋 地 区 市 街 地 再 開 発 組 合 の 定 款 及 び 事
業 計 画 の 変 更 認 可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 （ 昭 和 44 年 法 律 第 38 号 ） 第 38 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 横 浜 駅 きた 西 口 鶴 屋 地 区 市 街
地 再 開 発 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 に つ い て 変 更 認 可 の 公 告 を し た の
で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 都 心 再 生 部 都 心 再 生 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 から 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 から 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

達

達 第 29 号

庁 内 一 般

横 浜 市 土 木 事 務 所 規 程 （ 昭 和 27 年 10 月 達 第 32 号 ） の 一 部 を 次 の よ
う に 改 正 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 1 条 第 1 号 中 「 第 31 号 まで 及 び 第 33 号 から 第 41 号 」 を 「 第 32 号
まで 及 び 第 34 号 から 第 42 号 」 に 、 第 16 号 中 「 第 40 号 」 を 「 第 41 号 」
に 改 め 、 第 26 号 中 「 （ 市 単 独 事 業 に 係 る も の に 限 る 。 ） 」 の 次 に 「
の 設 計 」 を 加 え 、 第 52 号 を 第 53 号 と し 、 第 44 号 から 第 51 号 ま で を 1
号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 43 号 中 「 第 44 号 から 第 48 号 」 を 「 第 45 号 から 第
49 号 」 に 改 め 、 同 号 を 第 44 号 と し 、 第 42 号 を 第 43 号 と し 、 第 32 号 か
ら 第 41 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 31 号 中 「 一 般 下 水 道 」 の 前 に
「 河 川 及 び 」 を 加 え 、 同 号 を 第 32 号 と し 、 第 30 号 を 第 31 号 と し 、 第
27 号 から 第 29 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 26 号 の 次 に 次 の 1 号 を
加 え る 。

(27) 河 川 及 び 公 共 下 水 道 管 き ょ の 新 設 、 改 良 、 維 持 及 び 修 繕 に 係
る 工 事 の 施 行 に 関 す る こ と 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 2 年 9 月 1 日 から 施 行 す る 。

達 第 30 号

庁 中 一 般

横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程（平成19年3月達第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月25日

横 浜 市 長 林 文 子

別表2及び3中、生活衛生課の部、センター長専決事項の欄、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第17号中「及び第28条第3項ただし書」を「、第28条第3項ただし書及び第39条の2第2項ただし書」に改め、同欄同項第19号中「第9項」を「第13項」に改め、同欄同項第20号中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、同欄同項第21号中「第2項」を「第3項」に改める。

別表2及び3中、生活衛生課の部、課長専決事項の欄、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第25号中「第14条第10項」を「第14条第14項」に改める。

附 則

この達は、令和2年9月1日から施行する。

区 告 示

神奈川区告示第7号（令和2年7月29日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、白幡仲町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月29日

横浜市神奈川区長 高 田

靖

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	中 込 弘 神奈川区白幡仲町 34番19号	茂 木 茂 神奈川区白幡仲町 37番1号

泉区告示第12号（令和2年7月31日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、岡津町西部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月31日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	朝倉 実 泉区岡津町 2,790 番 地の 20	酒井 浩一郎 泉区岡津町 2,802 番 地の 83

鶴見区告示第8号（令和2年8月13日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、栄町三・四丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月13日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変更前	変更後
区域	横浜市鶴見区栄町通 3・4丁目全域 ただし、栄町通4丁目 49番地の1から5 まで、49番地の11、 49番地の12及び50番 地の1を除く	横浜市鶴見区栄町通 3・4丁目全域 ただし、栄町通4丁 目49番地の1から5 まで、49番地の11、 49番地の12、49番地 の24、49番地の26、 49番地の27、49番地 の30、49番地の31及 び50番地の1を除く

南区告示第7号（令和2年8月13日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、通町一・二丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月13日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	守屋 順一郎 南区通町2丁目33番 地の2	望月 昭 南区通町1丁目3番 地

南区告示第8号（令和2年8月13日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和2年8月13日

横浜市南区長 松 山 弘 子

1 名称

永田町上星谷町内会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦を図り、緊密なる連携のもとに地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成並びに交流に資すること

3 区域

南区永田北二丁目22番から57番までの区域

4 事務所

南区永田北二丁目38番24－105号

5 代表者の氏名及び住所

宮 澤 八 夫

南区永田北二丁目50番3号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

有

8 認可年月日

令和2年8月13日

南 区 告 示 第 9 号 (令 和 2 年 8 月 13 日 掲 示 済)

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 に よ る 団 体 と し て 、 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 2 年 8 月 13 日

横 浜 市 南 区 長 松 山 弘 子

1 名 称

共 進 町 1 丁 目 町 内 会

2 規 約 に 定 め る 目 的

会 員 相 互 の 親 睦 及 び 福 祉 の 増 進 、 災 害 ・ 防 犯 の 防 止 等 の 地 域 課
題 の 解 決 等 に 取 り 組 む こ と に よ り 、 住 み よ い 地 域 社 会 の 形 成 に 資
す る こ と

3 区 域

南 区 共 進 町 1 丁 目 全 域

4 事 務 所

代 表 者 の 自 宅 に 置 く

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

宮 代 茂

南 区 共 進 町 1 丁 目 29 番 地 の 1

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の
選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無

8 認 可 年 月 日

令 和 2 年 8 月 13 日

港南区告示第7号（令和2年8月14日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、宮谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月14日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	日比谷 正 生 港南区港南台二丁目 16番42号	安 宅 信 行 港南区港南台二丁目 20番9号

区 公 告

泉 区 公 告 第 71 号 (令 和 2 年 8 月 7 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 2 年 8 月 7 日

横 浜 市 泉 区 長 深 川 敦 子

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 38 - 11 浜 横 浜	平 成 30 年 4 月 15 日

港南区公告第94号（令和2年8月14日掲示済み）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年8月14日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 28 - 82 浜 横浜	令和2年7月11日

保土ヶ谷区公告第 104 号（令和 2 年 8 月 14 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 2 年 8 月 14 日

横浜市保土ヶ谷区長 出 口 洋 一

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 40 - 78 浜 横浜	令和 2 年 1 月 15 日

交 通 局

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和 2 年 8 月 25 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第15号

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程の一部を改正
する規程

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局
規程第1号）の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「I C カード」を「I C カード等」に改め、同
条第1項中「次の各号に掲げる I C カード」を「次の各号に掲げる
I C カード等」に改める。

附 則

この規程は、令和2年8月28日から施行する。

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程をここに公布する。
令和2年8月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第16号

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程（令和2年3月交通局規程第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 発売（第8条—第13条）

第3章 効力（第14条—第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局規程第1号。以下「IC規程」という。）第2条第6項の規定に基づき、同規程に定めるICカード乗車券の取扱いのうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOを使用した乗車券等（以下「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、横浜市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）での使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程とIC規程とで異なる取扱いについては、この規程を適用する。

2 モバイルIC乗車券の使用について、この規程に定めのない事項については、IC規程、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。

3 旅客がモバイルIC乗車券により高速鉄道を利用する場合は、IC規程に定めるICカード乗車券として取り扱う。

4 モバイルIC乗車券については、IC規程第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条並びに第19条第2項から第27条の規定は適用しない。

5 前4項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。
- (2) 「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイルPASMOに付加したモバイルIC乗車券をいう。
- (3) 「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう。
- (4) 「携帯情報端末」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末をいう。
- (5) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOのコールセンターをいう。

2 この規程に定めのない用語の意義については、IC規程、PASMO取扱規則に関する特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

(契約の成立)

第4条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに、旅客と横浜市（以下「本市」という。）の間において成立する。

2 前項の規定にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイルIC乗車券に横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和47年12月交通局規程第27号、以下「運賃条例施行規程」という。）に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券の購入処理が完了したときに、旅客と本市の間において旅客運送契約が成立する。

3 前項の規定にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と本市の間における当該定期乗車券による旅客運送契約はこの規程が適用されるものとする。

4 前2項の規定により契約が成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第5条 IC規程第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。

2 入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、当該モ

モバイルIC乗車券の処理が可能な精算機等によって、他の乗車券（自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。）にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。

3 携帯情報端末の故障及び電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

（個人情報取扱）

第6条 モバイルIC乗車券にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券機能等に関し横浜市交通局（以下「局」という。）が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

(1) モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認

(2) モバイルIC定期乗車券等の使用等にかかわる連絡

(3) 定期乗車券機能等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC乗車券にかかわるサービスの実施、改善及びご利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC乗車券を高速鉄道以外のIC取扱事業者で使用等する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。

（制限又は停止等）

第7条 IC規則第10条第1項第2号に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、局が必要と認めたときは、モバイルIC乗車券の使用を一時停止、制限、中断又は終了することがある。

2 前項の規定による制限等を行ったことにより生じた損害について、局はその責を一切負わない。

第2章 発売

（モバイルIC乗車券の発行）

第8条 モバイルIC乗車券はPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。

（モバイルIC定期乗車券等の発売）

第9条 旅客がモバイルPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力し、運賃条施行規程に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

。

- 2 モバイルPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。
- (1) 新規購入の場合
 - (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
 - (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合
 - (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合
- 3 前2項の規定により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経路及び発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。
- 4 クレジットカードによる決済処理は、第4条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。
- 5 第1項及び第2項による発売は、高速鉄道の駅を発駅とし、経路及び着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、身体障害者等割引通学定期乗車券、端数日付通学定期乗車券、身体障害者等割引端数日付通学定期乗車券及び実習用通学定期乗車券の発売はしない。
- 6 モバイルIC定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前又は有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経路にて継続購入する場合を除く。
- 7 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。
- 8 モバイルPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。
(発行替え)
- 第10条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取り扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。
- 2 前項の規定による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取り扱うことができない。
- (1) 無記名PASMO

- (2) ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO
 - (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
 - (4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
 - (5) 小児用PASMO及び一体型PASMO
 - (6) 企画乗車券及び別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (7) 第4条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
 - (8) その他、局が特に認めたもの
- 3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。
(モバイルIC定期乗車券の区間変更)
- 第11条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らがを行い、不要となった定期乗車券の払いもどし及び新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取り扱う。
- 2 前項の規定にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券の発駅が高速鉄道の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイルIC定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、又はICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、局が別に定める方法により取り扱う。
- 3 前2項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取り扱うものとする。
- 4 第1項に規定による取扱いは5時から23時45分までとする。なお、第2項の規定による取扱いをする場合は9時から20時までとする。
(チャージ)
- 第12条 モバイルIC乗車券は、IC規程の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところによりチャージすることができる。
(SF残額等の確認)
- 第13条 モバイルIC乗車券のSF残額及びSF残額履歴は、PASMO取扱規則に関する特約の定めによるほか、モバイルIC乗車券の処理が可能な機器により確認することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合の表示又は印

字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないS F残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴
- (3) モバイルI C乗車券を処理する機器における、第16条の規定によりモバイルI C乗車券を再発行等したときの再発行等以前のS F残額履歴

3 高速鉄道においては、P A S M O取扱規則に関する特約の定めにかかわらず、モバイルI C乗車券の処理が可能な機器において、第1項に定めるS F残額及びS F残額履歴のほか、最近のS F残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、前項第3号のS F残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていないS F残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴
- (3) 26週間を経過したS F残額履歴
- (4) 第16条の規定によりモバイルI C乗車券を再発行した当日における再発行等以前のS F残額履歴

第3章 効力

(無効となる場合)

第14条 モバイルI C乗車券は次の各号に該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルI C乗車券の取扱いはP A S M O取扱規則等の定めるところによる。

- (1) 旅行開始後のモバイルI C乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、又はモバイルI C定期乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 記名人の情報が登録されたモバイルI C乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合
- (4) 運賃条例施行規程に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (5) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルI C乗車券もしくはS Fを使用した場合
- (6) 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルI C乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (7) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 モバイルI C乗車券に対し、偽造、変造又は不正な操作を行い

、それを使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第15条 前条各号のいずれかに該当した場合、運賃条例施行規程の定めにより旅客運賃・増運賃を収受する。

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第16条 携帯情報端末の紛失、故障又は機種変更をした場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行の取扱いをおこなう。

2 前項のうち紛失又は故障によりモバイルIC定期乗車券の再発行を行う場合、その定期乗車券機能の再発行は、再発行登録の完了後ただちに行うことができる。

3 第1項のうち機種変更によりモバイルIC乗車券の再発行を行う場合、そのモバイルIC乗車券の再発行は、再発行登録完了後ただちに行うことができる。

(免責事項)

第17条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、局はその責めを負わない。

2 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、局はその責めを負わない。

3 モバイルPASMOを使用するためのソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても局はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替え及び第16条に定める携帯情報端末の機種変更、紛失又は故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、局はその責めを負わない。

(払いもどし)

第18条 モバイルPASMOが不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。

(モバイルIC定期乗車券の払いもどし)

第19条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、会員メニューの操作、又はサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、運賃条例施行規程の定めるところによる。

2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカード

の銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。

3 前条による払いもどしを行う場合で、第9条の規定により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。

4 前3項の規定により、モバイルPASMOアプリ又は会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。

5 局は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。

6 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。

7 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしの取扱いは9時から20時までとする。

附 則

この規程は、令和2年8月28日から施行する。

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号 (令 和 2 年 7 月 31 日 掲 示 済)

委 員 の 氏 名

令 和 2 年 7 月 31 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 2 年 7 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 川 口 正 壽

川 口 正 壽
菅 野 義 矩
齊 藤 雅 英
田 中 忠 昭

横浜市選挙管理委員会告示第7号（令和2年7月31日揭示済）

委員長等の氏名

令和2年7月31日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和2年7月31日

横浜市選挙管理委員会
委員長 川口正壽

委員長

川口正壽

委員長職務代理者

菅野義矩

区 選 挙 管 理 委 員 会

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号

投 票 区 の 設 置 の 一 部 改 正

投 票 区 の 設 置 （ 昭 和 57 年 1 月 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 ） の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 小 林 誠

表 第 37 投 票 区 の 項 投 票 区 域 の 欄 中 「 白 根 五 丁 目 1 番 から 30 番 まで
（ た だ し 、 30 番 1 号 から 9 号 まで を 除 く 。 ） 」 を 「 上 白 根 一 丁 目 14
番 から 17 番 まで 、 白 根 五 丁 目 1 番 から 30 番 まで （ た だ し 、 30 番 1 号
か ら 9 号 まで を 除 く 。 ） 」 に 改 め 、 同 表 第 43 投 票 区 の 項 投 票 区 域 の
欄 中 「 、 上 白 根 一 丁 目 」 の 次 に 「 （ た だ し 、 14 番 から 17 番 まで を 除
く 。 ） 」 を 加 え る 。

人 事 委 員 会

横浜市人事委員会公示第6号（令和2年8月5日揭示済）

選考職（採用）の指定の一部改正

選考職（採用）の指定（昭和37年1月横浜市人事委員会公示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月5日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

港湾局の項の次に次のように加える。

消 防 局	消 防 局 行 政 職 員 の 職（横浜市消防音楽隊等の業務を担当する職）	同 上	令 和 2 年 8 月 5 日 指 定
-------	---------------------------------------	-----	---------------------------

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 告 示 第 2 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 事 務 を 補 助 す る 者

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 32 第 1 項 の 規 定 に
よる 包 括 外 部 監 査 人 種 村 隆 の 監 査 の 事 務 を 補 助 す る 者 の 協 議 が 調 っ
た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	佐 藤 祐 文
同	高 橋 正 治

補 助 す る 者 の 氏 名	補 助 す る 者 の 住 所	補 助 で き る 期 間
山 根 寛 信	さ い た ま 市 南 区 南 浦 和 2 丁 目 44 番 7 - 303 号	令 和 2 年 8 月 3 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 8 号

住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 結 果 の 公 表 (令 和 2 年 6 月 12 日
受 付)

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 242 条 第 5 項 の 規 定 に よ り
、 住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 を 行 っ た の で 、 そ の 結 果 を 別 冊 の と お り
公 表 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	本	間		豊
同	高	品		彰
同	佐	藤	祐	文
同	高	橋	正	治

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 9 号

住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 結 果 の 公 表 (令 和 2 年 6 月 24 日
受 付)

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 242 条 第 5 項 の 規 定 に よ り
、 住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 を 行 っ た の で 、 そ の 結 果 を 別 冊 の と お り
公 表 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	本	間		豊
同	高	品		彰
同	佐	藤	祐	文
同	高	橋	正	治

市会

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月25日

横浜市会議長 横山 正人

横浜市会規則第3号

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則

横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（傍聴人の遵守事項）」に改め、同条第1項中「傍聴人は」の次に「、会議の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、」を加え、「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第4号に規定する事項にあっては、開会中に限るものとする。

第7条第1項第4号を次のように改める。

(4) 私語をしないこと。

第7条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。

第7条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 喫煙又は飲食をしないこと。

第11条を削り、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（傍聴人の退場）

第10条 傍聴人は、会議が休憩となったとき、会議が閉会したとき又は秘密会を開く議決があったときは、傍聴席から速やかに退場しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

（会議の開会前等の違反に対する措置）

第12条 傍聴人が、会議の開会前、休憩中又は閉会後にこの規則に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。

2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規則に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席に入ることができない。

（委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた者に対する措置）

第13条 横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第

13条第3項の規定に基づく議長が別に定めるものの規定により、当日再び委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた者は、当該再び委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた委員会が開催された日と同日に行われる会議についても傍聴席に入ることができない。

別記様式1裏面中「傍聴席では次の事項をお守りください。」を「会議の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静粛を旨とし次の事項をお守りください。ただし、(4)に規定する事項にあっては、開会中に限るものとします。」に、

- 「(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。
- (6) 撮影又は録音等をしないこと。」

を

- 「(4) 私語をしないこと。
- (5) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (6) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- (8) 撮影又は録音等をしないこと。」

に改める。

別記様式2裏面中「傍聴席では次の事項をお守りください。」を「会議の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静粛を旨とし次の事項をお守りください。ただし、(4)に規定する事項にあっては、開会中に限るものとします。」に、

- 「(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。
- (6) 撮影又は録音等をしないこと。」

を

- 「(4) 私語をしないこと。
- (5) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (6) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- (8) 撮影又は録音等をしないこと。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市会規程第4号

横浜市会委員会傍聴規程（令和2年5月横浜市会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月25日

横浜市会議長 横 山 正 人

第8条の見出しを「（傍聴人の遵守事項）」に改め、同条第1項中「傍聴人は」の次に「、委員会の開会前、開会中、休憩中又は閉会后に傍聴席にあるときは」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第4号に規定する事項にあつては、開会中に限るものとする。

第8条第1項第4号を次のように改める。

(4) 私語をしないこと。

第8条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。

第8条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 喫煙又は飲食をしないこと。

第12条を削る。

第11条第2項中「傍聴席」の次に「（他の委員会を行う室の傍聴席を含む。）」を加え、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（傍聴人の退場）

第11条 傍聴人は、委員会が休憩となったとき、委員会が閉会したとき又は条例第13条の2の規定により秘密会を開く議決があつたときは、傍聴席から速やかに退場しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

（委員会の開会前等の違反に対する措置）

第13条 傍聴人が、委員会の開会前、休憩中又は閉会后にこの規程に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。

2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規程に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席（他の委員会を行う室の傍聴席を含む。）に入ることができない。

（議場の傍聴席に入ることができないとされた者に対する措置）

第14条 横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）第11条第2項又は第12条第2項の規定により、当日再び議場の傍聴席に入ることができないとされた者は、当該再び傍聴席に入ることができないとされた会議が開催された日と同日に行われる委員

会についても傍聴席に入ることができない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 9 号

令 和 元 年 度 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 決 算

令 和 2 年 7 月 28 日 開 催 の 組 合 会 に お い て 議 決 を 経 た 令 和 元 年 度 決 算 を 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 定 款 (昭 和 37 年 12 月 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号) 第 37 条 の 規 定 に よ り 、 公 告 す る 。

令 和 2 年 8 月 25 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

令 和 元 年 度 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 業 状 況 報 告 書

別 冊 の と お り

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子

横浜市長（風力発電事業費会計消費税申告用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Kankyosozokuyoku, OU=Kankyohozembu, OU=Kankyoenergyka, CN=YokohamashichoFuryokuhatsudenjigyohikaikeishohizeishinkokuyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和2年8月25日
有効期限	令和7年8月13日
シリアル番号	5b 86 cb 47
フィンガープリント	62 11 72 7f 79 ae 62 99 69 fe aa 6b 38 51 90 10 4a b5 90 cd

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市交通局行政文書取扱規程（平成17年6月交通局達第6号）
第24条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和2年8月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

横浜市交通事業管理者（経営管理課消費税事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Kotsukyoku, OU=Somubu, OU= Keieikanrika, CN=Yokohamashikotsujigyokanrishakeieikanrikashohizeijimusenyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI, OU=Organization CA U8
使用を開始する日	令和2年8月25日
有効期限	令和5年6月29日
シリアル番号	5b 86 c5 45
フィンガープリント	67 fa 23 93 55 d3 bf 55 7e 67 f4 49 df 16 7f f9 43 87 13 a3

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。